

# 清川村部活動の在り方に関する方針

清川村教育委員会は、清川村立中学校において学校教育活動の一環として行われる部活動の方針を次のとおり定める。

本方針は、平成 30 年度 11 月 1 日より実施するものとする。

平成 30 年 10 月 1 日  
清川村教育委員会

## ◇本方針の趣旨等について

学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育的意義の高い活動である。平成 30 年 3 月、スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。

また、神奈川県では、平成 30 年 4 月、「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」を策定した。これを受け、清川村教育委員会においても、地域、学校、競技種目等に応じて、本方針を参考に、多様な形で最適に実施されることを目指すとともに持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む必要があると考え、「清川村部活動の在り方に関する方針」を以下のように策定する。

なお、本方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず、該当するものである。また、文化部活動に関しても、その特性を踏まえ、ガイドラインに準じた扱いとする。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 部活動の方針の策定等

校長は、「清川村部活動の在り方に関する方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。様式等は、各学校の実情に合わせる。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、外部指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化的な活動を行うとともに、必要に応じて技術指導を行う部活動インストラクター等の外部の指導者を活用し、教師の負担が過度

とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 今後の生徒数減少に伴う教員数の減少及び教員の負担減の観点から考えても、部活動の運営を教員のみで課することは難しいことから、外部の指導者等の効果的な活用を整備していくこととし、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に定める部活動指導員の制度を必要に応じて導入し、時代に即した部活動運営を目指すものとする。

#### 【部活動指導員】

◇学校の教育計画に基づき、部活動において校長の監督を受け、

- ・実技指導
- ・安全、障害予防の指導
- ・学校外での活動の引率
- ・用具、施設の点検管理
- ・部活動の管理運営
- ・保護者等への連絡
- ・年間、月間計画の作成
- ・生徒指導対応
- ・事故発生時の現場対応

等に従事する。

◇校長の監督の下、単独で顧問を持つことができる。ただし、その場合は校内に当該部活動の担当教諭を置くこととする。

◇清川村教育委員会が規則等を定め任用し、学校からの申請を受けて派遣する。

◇清川村教育委員会及び学校による「定期的な研修」を受講する。

#### 【地域指導者】

◇原則として顧問と共に活動して、部活動における技術的な支援を行う。

◇神奈川県中学校体育連盟の取扱規程に基づき、学校長が認めた場合に限り、校内での単独指導及び学校外での活動、練習、試合等の引率指導を行うことができる。

※学校教育法施行規則第 78 条の 2

「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く）に係る技術的な指導に従事する。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷

のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化顧問は、生徒が生涯を通じて文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養日を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

○ 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、ここでいう休養日とは、平日においては朝・午後の活動を行わない日とする。週末においては、半日活动を0.5日とし、両日活动する場合には、原則半日の活動とする。)

○ 長期休業中の活動については、終日活动の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか、活動を行う場合でも、半日以上休養日を設定する。

○ 長期休業中は、3日以上連続休養日を設定する。

○ 1日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 校長は、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(3) 休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体等の部活動休養日を設け、週間、月間、年間単位での活動頻度の目安を定める。

### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、生徒の多様なニーズに応じた指導を行うことができる部活動を設定する。

## (2) 地域との連携等

- ア 学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- イ 学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。